

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【教育委員会事務局学校支援部施設課】 3

◇ 公 告

- 道路の指定（3件）【都市戦略局指導部建築審査課】 4

北九州市告示第 80 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 15 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和 7 年 3 月 24 日

北九州市長 武内和久

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市戸畑区大字中原 46 番 93 の一部

北九州市八幡東区大字前田 2142 番 1 及び 2148 番 1 の各一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニル

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

4 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 58 条第 5 項第 10 号から第 13 号までの該当性

北九州市戸畑区大字中原 46 番 93 の一部は、土壤汚染対策法施行規則第 58 条第 5 項第 12 号（埋立地管理区域）に該当する。

北九州市告示第 8 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市立思永中学校温水プールにおける使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の名 称	指定公金事務取扱者		指定公金 事務取扱 者として 指定した 日	指定公金 事務取扱 者に公金 事務を委 託した日	委託期間
	名 称	住 所			
北九州市 立思永中 学校温水 プール	西日本スイ ミングクラ ブ有限会社 代表取締役 下村 剛	北九州市八 幡西区竹末 一丁目 1 0 番 1 1 号	令和 7 年 2 月 1 7 日	令和 7 年 2 月 1 7 日	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日ま で

北九州市公告第188号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月24日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類

建築基準法第42条第1項第4号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和7年3月24日 第945307号

3 道路の位置、延長及び幅員

路線名	位置	延長（m）	幅員（m）
北鷹見町1 1号線	八幡西区北鷹見町479番5 から八幡西区北鷹見町419 番7まで	23.00	4.00
南鷹見町北 鷹見町1号 線	八幡西区北鷹見町486番3 から八幡西区北鷹見町419 番7まで	76.00	8.00
北鷹見町1 2号線	八幡西区北鷹見町463番2 地先から八幡西区北鷹見町4 60番まで	34.00	8.00
北鷹見町1 3号線	八幡西区北鷹見町460番か ら八幡西区北鷹見町485番 1まで	81.00	8.00
北鷹見町堀 川町1号線	八幡西区南鷹見町675番5 から八幡西区堀川町698番 7まで	72.00	21.00

北九州市公告第 189 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 24 日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類

建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和 7 年 3 月 24 日 第 745306 号

3 道路の位置、延長及び幅員

路線名	位置	延長 (m)	幅員 (m)
7・4・44-55 長野津田区画街路 1 号線	北九州市小倉南区長野本町三丁目 2132 番から北九州市小倉南区長野東町 187 番 2 まで	418.80	16.00
区画道路 1 号線	北九州市小倉南区大字長野 2111 番 40 地先から北九州市小倉南区大字長野 1041 番 3 まで	205.50	13.00
区画道路 7 号線	北九州市小倉南区長野本町三丁目 2119 番 1 から北九州市小倉南区津田一丁目 208 番 1 まで	248.00	8.00
区画道路 9 号線	北九州市小倉南区長野本町三丁目 2127 番 1 から北九州市小倉南区長野本町三丁目 2162 番 1 まで	182.90	8.00

北九州市公告第190号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月24日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和7年3月24日 第155402号

3 道路の位置、延長及び幅員

位置	延長 (m)	幅員 (m)
北九州市門司区吉志四丁目11 14番16	33.03	5.00